

令和元年 第2回 尾三衛生組合議会臨時会 会議録

招 集 年 月 日	令和元年12月26日(木)	
招 集 場 所	尾三衛生組合会議室1	
開 会	令和元年12月26日(木) 午後1時30分	
閉 会	令和元年12月26日(木) 午後2時10分	
出 席 議 員	1番 山 田 久 美 3番 坂 林 たくみ 5番 富 田 正 7番 水 野 隆 市 9番 加 藤 達 雄 11番 若 園 ひでこ	2番 青 山 耕 三 4番 福 安 淳 也 6番 小 嶋 立 夫 8番 阿 部 憲 明 10番 近 藤 鑛 治 12番 熊 田 彰 夫
欠 席 議 員	なし	
地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名	管 理 者 小野田 賢 治 副 管 理 者 井 俣 憲 治 事 務 局 長 加 藤 典 久 次長兼業務課長 水 野 幹 根 施 設 調 整 監 加 藤 耕 司	副 管 理 者 近 藤 裕 貴 会 計 管 理 者 近 藤 伸 治 総 務 調 整 監 加 藤 繁 男 施 設 課 長 村 瀬 高 光
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議会事務局書記長 近 藤 伸 治 議会事務局書記 澤 田 篤 志 業 務 課 主 幹 小 林 克 人	議会事務局書記 水 野 寿 人 総 務 課 主 幹 岸 利 克
管理者提出議案	議案第9号 議案第10号 議案第11号	令和元年度尾三衛生組合一般会計補正予算(第1号) 尾三衛生組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について 尾三衛生組合職員の給与に関する条例の一部改正について
みよし市・日進市・東郷町で出席した者の職・氏名	日進市環境課長 加 藤 慎 司 みよし市環境課長 加 藤 雅 也 東郷町環境課長 磯 村 達 己	
会議録署名議員	5 番 富 田 正 6 番 小 嶋 立 夫	



議事の経過

(開会 午後 1時30分)

水野書記

ご起立をお願いいたします。  
一同、礼。  
ご着席ください。

加藤議長

令和元年第2回尾三衛生組合議会臨時会の開会にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

議員の皆様には、公私ともご多忙のところご参集賜りまして、ありがとうございます。

本臨時会に提案されております案件は、管理者提出議案3件であります。

議員の皆様には、慎重なご審議を賜り、議事運営に格別のご協力をお願い申し上げます、開会のあいさつとさせていただきます。

管理者招集あいさつ、小野田管理者。

小野田管理者

皆さん、こんにちは。

令和元年第2回尾三衛生組合議会臨時会の開会にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

議員の皆様には、年末のお忙しい中ご参集賜り、誠にありがとうございます。

さて、本日の臨時会に上程いたします議案は、令和元年度尾三衛生組合一般会計補正予算(第1号)、尾三衛生組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について及び、尾三衛生組合職員の給与に関する条例の一部改正についての3議案でございます。

どうか慎重にご審議を賜り、ご賛同頂きますようお願いを申し上げ、ごあいさつとさせていただきます。

よろしく申し上げます。

加藤議長

ありがとうございました。

ただ今の出席議員は、12名であります。

定足数に達しておりますので、令和元年第2回尾三衛生組合議会臨時会を開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付した日程表のとおりです。

これより、本日の日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第61条の規定に基づき、5番、富田正議員、6番、小嶋立夫議員を指名します。

日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日としたいが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし。」と叫ぶ者あり]

ご異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は、本日1日とすることに決定しました。

日程第3、諸般の報告を議題とします。

監査委員から、例月出納検査につきまして、令和元年9月、10月分及び11月分の、一般会計、基金等の関係諸帳簿は、出納取扱金融機関提出の、預金現在高証書と符合しており、正確であると報告がありました。

また、11月に実施した定期監査につきましても、特に問題ないと報告を頂いております。

次に、議会運営委員長より議会運営委員会の報告をして頂きます。

山田久美 議会運営委員長。

山田委員長

はい、1番、山田久美。

議長よりご指名がありましたので、12月25日午後1時30分より開催した、議会運営委員会の協議結果につきまして、ご報告申し上げます。

付議された議案につきましては、管理者提出議案として、令和元年度尾三衛生組合一般会計補正予算（第1号）、尾三衛生組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について及び尾三衛生組合職員の給与に関する条例の一部改正についての3件でございます。

議案につきましては、1議案ごとに提案説明の後、質疑、討論、採決の順に行うこととし、採決は起立により行うこととしました。

議案質疑につきましては、3名の議員より通告がありましたので、その取扱いにつきまして確認をしました。

質疑回数は、同一の議題について2回を超えることができないこととし、質疑時間は一議案につき15分以内、関連質疑は認めないものとしました。

以上で議会運営委員会の協議結果報告とさせていただきます。

加藤議長

ありがとうございました。以上で、諸般の報告を終わります。

日程第4、議案第9号、令和元年度尾三衛生組合一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

加藤総務課長

提案者の説明を求めます。加藤総務課長。

はい、総務課長、加藤。

議案第9号、令和元年度尾三衛生組合一般会計補正予算（第1号）について説明いたします。

既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ1億7千960万7千円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ18億5千340万円に定めるものであります。

7・8ページをお願いします歳入です。

款4財産収入、項1財産運用収入、目1利子及び配当金は、組合所有の基金利子を合わせて、7万6千円の増額するものでございます。

款6繰越金は、項1繰越金、目1繰越金は、平成30年度の決算剰余金1億8千356万9千円の増額するものでございます。

款7諸収入、項2雑入、目1雑入は、400万円の減額するものでございます。

款8組合債、項1組合債、目1組合債は、3万8千円の減額するものでございます。

次に9・10ページをお願いします歳出です。

款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、節13委託料は、51万4千円の減額です節25積立金は、1億8千364万7千円の増額です。節27公課費は、11万9千円の増額です。

款3衛生費、項1清掃費、目1塵芥処理管理費、節13委託料は、520万円の増額です。節15工事請負費は、884万5千円の減額です。

以上で令和元年度尾三衛生組合一般会計補正予算（第1号）の説明といたします。

加藤議長

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありましたので、発言を許します。8番、阿部憲明議員。

阿部議員

はい、8番、阿部憲明。5点質問させていただきます。

歳入、款4財産収入、項1財産運用収入、目1利子及び配当金、財政調整基金・廃棄物処理施設緊急整備基金・ごみ焼却施設大規模修繕基金の残高はどれだけあるのか。また、各基金の目的はどのようなかお答え願います。

加藤総務課長

議長。

加藤議長

答弁、加藤総務課長。

加藤総務課長

はい、総務課長、加藤。

令和元年10月31日現在で、財政調整基金は2億3千894万9千156円、廃棄物処理施設緊急整備基金は1億251万8千993円、ごみ焼却施設大規模修繕基金は5千833万4千444円であります。

財政調整基金の目的といたしましては、毎年度の組合市町の分担金等の平準化を目的としております。

目的基金であります、廃棄物処理施設緊急整備基金につきましては、緊急に施設を補修する際の財源とするための基金であります。もう一つの目的基金であります、ごみ焼却施設大規模修繕基金は27年度より継続事業として実施しております焼却施設基幹的設備改良工事に繰入するものであり、年度末に残りの繰入を行います。また、来年度は基金の廃止条例を議会に提出する予定となっております。

阿部議員

はい。

加藤議長

8番、阿部憲明議員。

阿部議員

再質問です。

ここ3年間で、ごみ焼却施設基幹的設備改良工事でごみ焼却施設大規模修繕基金から、どれだけ充当しましたか。

加藤総務課長

議長。

加藤議長

答弁、加藤総務課長。

加藤総務課長

平成27年度から令和元年度の5ヶ年で、合計5億816万2千円になります。

阿部議員

はい。

加藤議長

8番、阿部憲明議員。

阿部議員

款4財産収入、項1財産運用収入、目1利子及び配当金の説明欄より財政調整基金はどのように運用しているのかお答え願います。

加藤総務課長

議長。

加藤議長

答弁、加藤総務課長。

加藤総務課長	<p>財政調整基金及び廃棄物処理施設緊急整備基金は、事業費である款3衛生費の1割程度とし、年度毎の予算の平準化の目的と災害など発生した場合の修繕費用として概ね1億円とさせていただいております。</p> <p>廃棄物処理施設緊急整備基金についても、三市町財政課と調整を行っております。</p> <p>運用といたしましては、管内金融機関による見積りを比較し、優位な切り換えとなる定期預金運用を3つの基金において行っております。</p>
阿部議員	はい。
加藤議長	8番、阿部憲明議員。
阿部議員	次に、歳入、款7諸収入、項2雑入、目1雑入の説明欄にあるスクラップの売却料が減り、400万円の歳入減額になっていますが、その理由は何かお答えをお願いします。
加藤総務課長	議長。
加藤議長	答弁、加藤総務課長。
加藤総務課長	市場価格の下落に伴い、後期契約分の売却単価が著しく下がったために減額となったものです。
阿部議員	はい。
加藤議長	8番、阿部憲明議員。
阿部議員	次に、歳出であります、款3衛生費、項1清掃費、目1塵芥処理管理費の説明欄の節13委託料が520万円の増額により当初予算の約1.5倍になっていますが、各処理業務別の増額補正の理由は何かお答えをお願いします。
村瀬施設課長	議長。
加藤議長	答弁、村瀬施設課長。
村瀬施設課長	<p>はい、施設課長、村瀬。</p> <p>委託料3件の増額理由についてご説明いたします。</p>

本組合では、平成29年度に「水銀に関する水俣条約」が発効され、平成30年4月1日より水銀の排出基準の規制が適用されたことに伴い、今年度より、乾電池等に含まれる水銀を日本で唯一処理できる野村興産株式会社を処分先といたしました。

これに伴い、搬出する事が出来ずに組合で保管していたボタン電池も、乾電池との混載により、今年度より随時搬出が可能となりました。組合では、保管するスペースも限られていることと、長期保管による電解液漏れ等の危険リスクを回避するため、早期処分するための増額であります。

蛍光管につきましても、乾電池と同様に水銀が含まれていますので、早期の処理を行うための増額です。

陶磁器等処理業務委託料の増額につきましては、リサイクル処理する量が、当初の見込みより増加したことによる増額となります。陶磁器・ガラス用のコンテナを複数置くことによる無駄な経費を省き、効率よく処理するため、コンテナを配置し今回搬出するものです。

加藤議長

これにて、8番、阿部憲明議員の議案質疑を終わります。  
次に、1番、山田久美議員。

山田議員

はい。1番、山田久美。

7款、2項、1目の雑入につきましては、阿部議員の答弁で理解しましたので取り下げます。

次に8款、1項、1目、組合債のごみ焼却施設基幹的設備改良事業3万8千円が少額ですが減額となっている理由をお願いします。

加藤総務課長

議長。

加藤議長

答弁、加藤総務課長。

加藤総務課長

はい、総務課長、加藤。

ごみ焼却施設基幹的設備改良事業費として、最終年度の借入について1億3千583万8千円計上しておりましたが、今年5月の起債申請のヒアリング時に借入は10万円単位での取扱いとなることが判明いたしましたので、端数にあたる3万8千円を減額いたしました。

山田議員

はい。

加藤議長

1番、山田久美議員。

山田議員

次に歳出の2款、1項、1目、一般管理費、13節の委託料ですが、建物修

繕工事設計業務委託料で113万4千円の減額しておりますので、その理由をお願いします。

加藤総務課長

議長。

加藤議長

答弁、加藤総務課長。

加藤総務課長

建物修繕工事設計業務委託料の減額は、来年度施工を予定しておりますリサイクルプラザ棟塗裝修繕工事に向けた設計業務委託が8月30日で完了したことによる減額でございます。

山田議員

はい。

加藤議長

1番、山田久美議員。

山田議員

2款、1項、1目の財務会計システム改修業務委託料が62万円の増額となっている理由をお願いします。

加藤総務課長

議長。

加藤議長

答弁、加藤総務課長。

加藤総務課長

令和2年4月1日から施行の「地方自治法施行規則の一部を改正する省令」により、歳出の説体系から「7節賃金」を削り、以降の節番号を繰り上げる対応が必要になりました。

その対応として、来年度の予算編成に向け財務会計システムの改修が必要となったことから計上いたしました。

山田議員

はい。

加藤議長

1番、山田久美議員。

山田議員

同じく、2款、1項、1目の27節公課費の公害健康被害補償費11万9千円増額となっておりますが被害者が増えたのですか。

加藤総務課長

議長。

加藤議長

答弁、加藤総務課長。

加藤総務課長

公害健康被害補償費の制度は、過去に認定を受けた公害健康被害認定者やその遺族等への補償給付、公害健康被害について公害保険福祉事業に必要な費用相当分をばい煙発生施設設置者及び特定施設設置者が負担し、それを公害に係る健康被害発生地域の都道府県等に納付するというものです。

基準値内ではありますが、ごみを焼却した時に発生する排ガス量の実績が前年と比較し増加したため、当初予算額に対する不足分の11万9千円を増額補正するものです。

なお、昭和63年3月1日で健康被害が多発している地域の指定解除が行われ、同日以降は新たな患者の認定は行われなくなりましたので、被害者の増加はしておりません。

山田議員

はい。

加藤議長

1番、山田久美議員。

山田議員

歳出から4点質問がございますが1から3までは阿部議員の答弁で理解しましたので取り下げます。

15節の工事請負費、焼却施設補修工事884万5千円の減額の理由をお願いします。

村瀬施設課長

議長。

加藤議長

答弁、村瀬施設課長。

村瀬施設課長

焼却施設補修工事の減額の理由といたしましては、年度末までにおける緊急的な補修に備える額を確保したうえ、残りの額を減額補正するものです。

加藤議長

これにて、1番、山田久美議員の議案質疑を終わります。以上で通告による質疑は終わりました。

これより討論・採決に入ります。

議案第9号、令和元年度尾三衛生組合一般会計補正予算（第1号）について、反対討論を許します。

[なし]

次に、賛成討論を許します。

[なし]

ほかにございませんか。

[なし]

討論なしと認め、これにて討論を終結し、採決します。

議案第9号については、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立全員]

起立全員であります。よって、議案第9号は、原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第10号、尾三衛生組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定についてを議題とします。

提案者の説明を求めます。加藤総務課長。

加藤総務課長

議案第10号、尾三衛生組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について説明いたします。

提案理由と致しましては、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関し必要な事項を定める必要があるためです。

制定内容と致しましては、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関し必要な事項を定め、関連する条例の整備を行うこととなります。

施行期日は、令和2年4月1日からとなります。

加藤議長

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありましたので、発言を許します。8番、阿部憲明議員。

阿部議員

はい、8番、阿部憲明。2点質問させていただきます。

初めに、尾三衛生組合職員に会計年度任用職員にあたる該当者はいるのかお尋ねします。

加藤総務課長

議長。

加藤議長

答弁、加藤総務課長。

加藤総務課長

はい、総務課長、加藤。

現在、組合には非常勤職員等に該当する者はありません。

阿部議員

はい。

加藤議長

8番、阿部憲明議員。

阿部議員

なぜ、該当者がいないのに条例の制定が必要なのかお伺いします。

加藤総務課長

議長。

加藤議長

答弁、加藤総務課長。

加藤総務課長

今後、会計年度任用職員の採用が必要となった場合に備えて事前に定めるものです。

加藤議長

これにて、8番、阿部憲明議員の議案質疑を終わります。  
次に、3番、坂林たくみ議員。

坂林議員

はい。3番、坂林たくみ。  
ただいま、同様な質疑がございましたので、取り下げます。

加藤議長

以上で通告による質疑は終わりました。  
これより討論・採決に入ります。  
議案第10号、尾三衛生組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について、について反対討論を許します。

[なし]

次に、賛成討論を許します。

[なし]

ほかにございませんか。

[なし]

討論なしと認め、これにて討論を終結し、採決します。  
議案第10号については、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立全員]

起立全員であります。よって、議案第10号は、原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第11号、尾三衛生組合職員の給与に関する条例の一部改正について、を議題とします。

提案者の説明を求めます。

加藤総務課長

はい、総務課長、加藤。

議案第11号、尾三衛生組合職員の給与に関する条例の一部改正について、の説明をいたします

提案理由といたしましては、一般職の職員の給与に関する法律の改正に準じ、一般職の職員の給料月額等を改正する必要があるからです。

改正内容といたしましては、第1条関係では、給料表及び令和元年12月に支給する勤勉手当の支給割合を、100分の92.5から100分の97.5に改めるものでございます。

第2条関係では、住居手当の支給対象となる家賃額の下限と手当額の上限を引き上げること、6月・12月の勤勉手当の支給割合を100分の95に統一することなどになります。

施行期日といたしましては、第1条関係は公布の日から施行し、平成31年4月1日から適用すること。第2条関係は令和2年4月1日から施行となります。

加藤議長

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありましたので、発言を許します。8番、阿部憲明議員。

阿部議員

8番、阿部憲明。

2ページ目以降に給料表がありますが、行政職給料（一）、行政職給料（二）の級が職位ではどのようになりますか。

また職位別の該当人数はどのようかお答え願います。

加藤総務課長

議長。

加藤議長

答弁、加藤総務課長。

加藤総務課長

はい、総務課長、加藤。

行政職給料表（一）の2級の給料を受ける主事が5名おり、1千100円から1千500円の引上げの対象となっております。また、3級には主査が5人

おり、うち2人の職員が1千100円引上げの対象となっております。その他の職員につきましては、4級の係長が4人、5級の課長補佐が1人、6級の主幹が3人、7級の調整監などが3人おりますが、いずれの職員も引上げの対象ではありません。

また、現在、組合には8級に該当する職員及び行政職給料表（二）に該当する職員はおりません。

加藤議長

これにて、8番 阿部憲明議員の議案質疑を終わります。  
次に、1番、山田久美議員。

山田議員

はい、1番、山田久美。  
住居手当の支給額ですが、今回、改正された場合、全職員の中でマイナスになる職員は何人で、プラスになる職員は何人になるのかお答えください。

加藤総務課長

議長。

加藤議長

答弁、加藤総務課長。

加藤総務課長

はい、総務課長、加藤。  
現時点で、住居手当の支給を受ける職員の数には2人となっておりますが、2人ともに減額となり、増額となる職員はおりません。

加藤議長

これにて、1番、山田久美議員の議案質疑を終わります。  
次に、3番、坂林たくみ議員。

坂林議員

はい。3番、坂林たくみ議員、質疑いたします。  
住居手当の支給対象となる家賃額の下限を4千円引き上げ、手当額の上限を1千円引き上げると記されています。そこで次の点を示してください。  
一点目が、手当額が減額となる家賃の範囲、手当額が増額となる家賃の範囲をそれぞれお答えください。  
二点目に、家賃が2万円、4万円、7万円の場合、それぞれ手当の増減額がいくらになるかを願います。  
三点目は、現在、住居手当の支給対象の職員数は何人か願います。

加藤総務課長

議長。

加藤議長

答弁、加藤総務課長。

加藤総務課長

はい、総務課長、加藤。

一点目の手当額が増減する家賃額の範囲は、家賃額が月5万9千円未満の場合は、支給額が月100円から4千円の減額となります。家賃額が月5万9千200円以上の場合は、支給額が月100円から1千円の増額となります。

次に2点目の手当の額は、家賃額が2万円の場合は4千円の減額、4万円の場合は2千円の減額となり、7万円の場合は1千円の増額となります。

次に3点目の住居手当の支給を受ける者は2名おり、うち1人は2千円の減額、もう1人が1千円の減額となります。

坂林議員

はい。

加藤議長

3番、坂林たくみ議員。

坂林議員

住居手当の額を家賃が低い方が減額幅を大きくするものとなっていますが、これは、どういう考え方によるものかお答えください。

給与改定により、給料と勤勉手当の引き上げに伴う差額の最高額はいくらになりますか。

加藤総務課長

議長。

加藤議長

答弁、加藤総務課長。

加藤総務課長

一点目に関しては、人事院勧告及び愛知県準則に準じ改正をいたしますが、組合としての特別な判断はしておりません。

2点目につきましては、全職員のうち差額分の最高額は3万1千365円となります。

加藤議長

これにて、3番、坂林たくみ議員の議案質疑を終わります。

以上で、通告による質疑は終わりました。

これより討論・採決に入ります。

議案第11号、尾三衛生組合職員の給与に関する条例の一部改正について、  
について、反対討論を許します。

坂林議員

はい。

加藤議長

3番、坂林たくみ議員。

坂林議員

はい、3番、坂林たくみ、反対の立場から討論します。

今回の人事院勧告は若年層に限られ、金額的にも限られたものではありませんが、近年抑えられていた職員の給与と勤勉手当を増額するものであり、その点

は評価できます。

しかし残念ながら住居手当の削減が一部に含まれています。最高で月4千円の減額、年額にすると4万8千円の減額となります。

尾三衛生組合では、2人の職員に影響があり月額2千円、1千円とのことです。年額にしますと、2万4千円、1万2千円という減額になります。

一方、給与の増額が最高で3万1千365円であり、住居手当の減額によって、増額の意味が大きく失われることとなります。

家賃が低い方が住居手当の減額が大きいことにも納得がいきません。一般的には若年層の職員に影響が出ると考えられるからです。今回の人事院勧告が若年層の給料の引き上げを趣旨としていることに反すると考えます。

以上です。

加藤議長

次に、賛成討論を許します。

[なし]

反対討論を許します。

[なし]

次に、賛成討論を許します。

[なし]

ほかにございませんか。

[なし]

討論なしと認め、これにて討論を終結し、採決します。

議案第11号については、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

賛成多数であります。よって、議案第11号は、原案のとおり可決されました。

以上で、本会議に付議されました案件の審議は終了しました。

ここでお諮りします。

本会議において議決されました事項については、その条項、字句、数字、そ

の他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思いませんが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし。」と叫ぶ者あり。]

ご異議なしと認め、議長に委任することに決しました。

管理者閉会あいさつ 小野田管理者。

小野田管理者

管理者、小野田。

閉会にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本日もご審議いただきました3議案につきまして、適切にご審議を賜り、いずれも原案どおり議決をいただき誠にありがとうございました。

年の瀬も近づいてまいり、議員の皆様方におかれましては、くれぐれも健康にご留意して頂き、一層のご活躍をされますよう心からお祈り申し上げますとともに、今後とも、本組合に対しましてご支援を賜りますようお願い申し上げます。閉会のごあいさつとさせていただきます。

本日は誠にありがとうございました。

加藤議長

私からも本臨時会の閉会にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、慎重審議を賜り、議会進行につきましても皆様のご協力を賜り、重ねて御礼申し上げます。今後とも皆様方のご協力をお願い申し上げます。ごあいさつとさせていただきます。

本日はありがとうございました。

これをもちまして、令和元年第2回尾三衛生組合議会臨時会を閉会いたします。

水野書記

ご起立を、お願いいたします。

一同、礼

ご着席ください。

本日は、ご苦勞様でした。

(閉会 午後 2時10分)

会議の経過を記載して、相違ないことを証明するためにここに署名する。

令和2年 月 日

議長

加藤 達雄

署名議員

畠 田 正

署名議員

小嶋 立夫